

岬町税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

岬町長 田代 堯

岬町規則第12号

岬町税条例施行規則の一部を改正する規則

岬町税条例施行規則（平成5年岬町規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
<p>(納付又は納入の委託ができる有価証券)</p> <p>第9条 法第16条の2第1項の規定に基づき、町長が定める有価証券は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受取人が<u>収入役</u>で、支払場所が大阪府内の手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関となっているもので、提示期間内に支払のための提示ができる約束手形及び為替手形で額面金額が納付又は納入すべき金額を超えないもの</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第18条 条例第51条第1項各号に掲げる者に対する町民税の減免については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(納付又は納入の委託ができる有価証券)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受取人が<u>会計管理者</u>で、支払場所が大阪府内の手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関となっているもので、提示期間内に支払のための提示ができる約束手形及び為替手形で額面金額が納付又は納入すべき金額を超えないもの</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第4号の者</u> <u>公益社団法人及び公益財団法人、地縁団体並び</u></p>

(4) 第4号の者 納税義務者が死亡したため当該納税義務を承継すべき相続人で税額の納付が困難であると認める者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合を減免
ア～イ (略)
(新設)

2 (略)

に特定非営利活動法人(これらの法人で収益事業を営むものを除く。) 均等割の全部

(5) 第5号の者 納税義務者が死亡したため当該納税義務を承継すべき相続人で税額の納付が困難であると認める者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合を減免
ア～イ (略)

(6) 前各号に規定するもののほか、これらに類する事由がある者で、町長が減免することが特に必要と認める者 前各号に規定する減免割合と均衡を失しない程度で実情に応じた割合

2 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。